

愛知県公立学校（名古屋市を除く。）における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画の平成28年度における実施状況を以下のとおり公表します。

1 実施状況

(1) 女性教職員の管理的地位への積極的な登用

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議や研修会等において現状を周知し、積極的な女性登用について機会あるごとに説明、依頼し、優秀な女性教職員の人材確保に努めました。
- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、学校運営に関する研修への女性教職員の積極的な参加の呼びかけを行いました。

(2) 教職員の多忙化解消への対策

- ・ 教員の多忙化解消に向けた取組内容について検討を行うため、「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」を平成28年5月に設置し、「長時間勤務の実態把握の在り方」、「学校マネジメントの在り方」、「部活動指導の在り方」の三つの視点から、教員の多忙化解消に向けた有効かつ具体的な対策について検討を行い、平成28年11月に提言を受けました。

この提言の内容を踏まえ、平成29年3月に愛知県教育委員会として「教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに十分配慮し、各教員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えていくことは、学校設置者の責務であり、質の高い教育を持続的に行っていくための基盤である」という基本的な考え方の下、教員の長時間労働の是正に向けた具体的な取組を進めていくための『教員の多忙化解消プラン』を策定しました。

- ・ 関係機関や所属長が参加する会議において、同プランの周知に努め、多忙化解消へ向けた取組の実施について呼びかけるとともに、多忙化解消が職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進につながり、女性の活躍が推進されるよう意識改革を図りました。
- ・ 研修会等において、女性の活躍推進と職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進について周知するとともに、各学校へ年次休暇の計画的な使用の促進と時間外勤務の縮減に向けた取組が行われるよう周知し、意識向上を図りました。

(3) 育児に係る休暇等の制度の周知徹底

- ・ 出産・育児に係る休暇等の制度について、子の出生、成長段階に応じて計画的に取得できるよう取得例を示した資料やポスターを作成し、各学校において掲示等により職員へ周知し、取得の促進に努めました。
また、育児休業制度や教職員の育児体験談等を掲載した「教職員の子育てサポートブック」や子どもの出生時における父親の休暇や子育てに関する経済的な給付についてわかりやすくまとめた「働く父親のためのハンドブック」について情報提供し、これらも活用して、職業生活と家庭生活の両立支援について推進するよう努めました。
- ・ 管理職を対象とした会議や研修会等において、管理職員の意識改革を促進するとともに、制度の周知徹底を図り、所属教職員に対し休暇等の取得促進の啓発を依頼し、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進しました。
- ・ 「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を定めるとともに、上司・同僚からの妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により当該職員の就業環境を害することがないように防止措置を講じることについて規定を整備しました。

2 数値目標の実績

項目	平成 28 年度実績	平成 32 年度までの 目標数値
管理的地位にある職員に占める女性教職員の割合（新たに登用した女性教職員数）	17.5% (150人)	17%以上 (350人)
男性教職員の育児に係る休暇等の取得割合	65.0%	100%